○北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

令和２年３月26日

道本備第5018号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察における新型インフルエンザ等対策行動計画については、これまで「北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画の制定について」（平26.８．19道本備第2021号（各部合同）。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画

第１　目的

この計画は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、平成25年10月に作成された「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「警察庁計画」という。）を踏まえ、道警察が、その所掌事務について、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

第２　実施方針

この計画の実施に当たっては、道警察の各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、知事部局等の関係機関との積極的な協力により、特措法第７条に基づいて作成された知事部局の行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与することに努めるものである。

この計画の実施状況については、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、時機を逸することなく北海道公安委員会及び方面公安委員会（以下「北海道公安委員会等」という。）に報告し、所要の管理に服するとともに、北海道公安委員会等を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、北海道公安委員会等における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、北海道公安委員会等の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性が高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、警察庁計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、道警察としては、情勢の変化、警察庁計画等の

改訂等に対応し、この計画を適時適切に見直して必要な修正を加えるとともに、知事部局の行動計画等の改訂等に際しては、積極的に意見を述べていくこととする。

なお、鳥インフルエンザウイルスが人に感染して発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、政府計画等において「国内外で鳥インフルエンザウイルスが人で発症した場合等の対策」が定められていることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処することとする。

第３　用語の定義

この計画において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

１　新型インフルエンザ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第６条第７項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

２　新感染症　感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

３　パンデミック　感染症の世界的大流行をいう。特に、新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

４　鳥インフルエンザ　鳥の感染症をいう。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超え、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされており、人から人への感染は極めて稀で、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

5　抗インフルエンザウイルス薬　インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤をいう。

6　都道府県における発生段階

⑴　地域未発生期　道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態をいう。

⑵　地域発生早期　道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいう。

⑶　地域感染期　道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態をいう。

7　国における発生段階

⑴　国内発生早期　いずれかの都道府県が地域発生早期になった状態をいう。

⑵　国内感染期　いずれかの都道府県が地域感染期となった状態をいう。

第４　新型インフルエンザ等の発生に備えた措置

1　実施体制の整備

⑴　対処体制の整備

警察本部長、方面本部長及び警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。

また、方面本部長及び警察署長は、別に定める「北海道警察新型インフルエンザ等行動計画マニュアル」を平素から所属及び管内の実態に即したものに準拠させ策定し、随時必要な修正を行うものとする。［警備課］

⑵　情報の収集及び連絡体制の整備

ア　情報収集の手段及び方法

警察本部長等は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁及び知事部局等関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、休日・夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底するものとする。［警備課］

イ　発生状況の把握と分析

警察本部長は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁に報告するとともに、所要の体制を確立して情報を集約し、分析評価を行い、知事部局等関係機関に速やかに通報するものとする。［警備課］

⑶　業務継続に向けた措置

ア　優先順位の高い業務の選別

警察本部長等は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、欠勤の状況に応じて優先度の高い業務に職員を集中運用するなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定めるものとする。［各課］

イ　公共交通機関停止時に備えた庁舎利用の検討

警察本部長等は、新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用について、あらかじめ検討するものとする。［施設課］

ウ　備蓄食料の管理

警察本部長等は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の確保及び適切な管理に努めるものとする。［会計課］

エ　契約業者による食事の提供停止時における被留置者の食事の確保

警察本部長等は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図るものとする。［留置管理課］

⑷　装備資機材に関する措置

ア　装備資機材の円滑な運用に向けた措置

警察本部長等は、新型インフルエンザ対策等に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能、使用方法等について、職員に対する指導・教養を実施するものとする。［装備課・厚生課・警備課］

イ　装備資機材の整備等

警察本部長等は、警察職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努めるものとする。［装備課・警備課］

⑸　情報通信の確保

ア　通信に関する措置

警察本部長等は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合における通信体制の確保のため、北海道警察情報通信部（以下「情報通信部」という。）と連携し、対処体制を整備するものとする。［情報通

信部機動通信課］

イ　情報管理に関する措置

警察本部長等は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進するものとする。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、情報通信部及び関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努めるものとする。［情報管理課・情報通信部機動通信課］

⑹　教養・訓練の実施

警察本部長等は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めるものとする。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行うものとする。［警備課］

⑺　特定接種に向けた準備

警察本部長等は、特措法第28条に定める予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討するものとする。

また、特定接種の対象者となり得る警察職員等は、別紙のとおりとする。［警備課・厚生課］

2　感染対策の準備

⑴　職員等の感染対策

ア　職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警察本部長等は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対する周知を徹底するものとする。［厚生課］

イ　職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

警察本部長等は、職員が新型インフルエンザ感染等及びその疑いが

ある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合並びに感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努めるものとする。［厚生課］

ウ　職員等発症時の対応要領の確立

警察本部長等は、あらかじめ、職員及びその家族が、新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定めるものとする。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員についての対応要領を定めるものとする。［厚生課］

⑵　留置施設における感染対策等

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者に対する健康診断の実施、感染対策等の対応方策について定めるものとする。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定しておくものとする。［留置管理課］

⑶　庁舎管理手順の確立

警察本部長等は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の発生時における警察本部、警察署等の庁舎への出入制限、入庁者記録簿の備付けなど、感染対策のための庁舎管理手順を定めるものとする。［施設課］

3　水際対策等に備えた管理者対策

⑴　水際対策に備えた管理者対策

ア　国際海空港における管理者対策

警察本部長等は、国際海空港（検疫法による新千歳、旭川及び函館の３空港並びに小樽、石狩湾、稚内、留萌、紋別、網走、花咲、釧路、苫小牧、室蘭及び函館の11港をいう。以下同じ。）における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港の管理者、乗入れ航空会社その他関係機関（以下「国際海空港管理者等」という。）との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に、発生国から多数の者

が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港の警戒活動に当たり、警察本部機動隊、北海道警察警備隊及び北海道警察第二機動隊（以下「機動隊等」という。）を運用する場合に備え、その支援活動計画を策定するものとする。［警備課］

イ　検疫所等における管理者対策

警察本部長等は、検疫所及び停留場所（以下「検疫所等」いう。）並びにその周辺地域における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど管理者対策を実施するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺地域における警戒活動を行うに当たり、機動隊等を運用する場合に備え、その支援活動計画を策定するものとする。［警備課］

⑵　医療活動に備えた管理者対策

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、医療機関等において混乱、不測の事態が発生することを防止するため、平素から医療機関管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり、機動隊等を運用する場合に備え、その支援活動計画を策定するものとする。［警備課・地域企画課］

⑶　感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

警察本部長等は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に

対する警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等や検疫所の管理者等との連携を確認・強化する。［外事課］

4　多数死体取扱いに備えた措置

⑴　多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立ち会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保するものとする。［捜査第一課］

⑵　多数死体取扱手順の確立

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど、多数死体取扱手順を確立するものとする。［捜査第一課］

第５　新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

1　実施体制

⑴　対処体制の確立等

ア　対策本部等の設置

(ｱ)　北海道警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置

警察本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、警察本部に警察本部長を長とする北海道警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「道警察対策本部」という。）を設置し、諸対策の指揮等に当たるものとする。

また、新型インフルエンザ等が国外で発生した疑いを把握した場合には、警察本部に警備部長を長とする北海道警察新型インフルエンザ等対策室（以下「道警察対策室」という。）を設置し、諸対策の指揮等に当たるものとする。

なお、道警察対策本部等の設置に当たっては、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じて設置するものとする。［警備課］

(ｲ)　方面新型インフルエンザ等対策本部等の設置

方面本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、当該方面本部に方面本部長を長とする方面新型インフルエンザ等対策本部（以下「方面対策本部」という。）を設置し、諸対策の指揮等に当たるものとする。

また、新型インフルエンザ等が国外で発生した疑いを把握した場

合には、方面新型インフルエンザ等対策室（以下「方面対策室」という。）を設置するものとする。

なお、方面対策本部等の設置に当たっては、警察本部及び総合振興局等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じて設置するものとする。［警備課］

(ｳ) 警察署新型インフルエンザ等対策本部の設置

警察署長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、当該警察署に警察署長を長とする警察署新型インフルエンザ等対策本部（以下「警察署対策本部」という。）を設置し、諸対策の指揮に当たるものとする。

なお、警察署対策本部の設置に当たっては、警察本部及び方面本部並びに自治体等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港又は沿岸等の有無を含めた管内状況を勘案し、事態の進展に応じて設置するものとする。［警備課］

イ　対策本部の組織等

(ｱ) 道警察対策本部の組織、編成及び任務にあっては別表第１のとおりとし、道警察対策室の組織、編成及び任務にあっては別表第２のとおりとする。

(ｲ) 方面対策本部及び方面対策室の組織、編成び任務は、道警察対策本部及び道警察対策室に準じて当該方面本部長が別に定めるものとする。

(ｳ) 警察署対策本部の組織、編成及び任務は、当該警察署長が別に定めるものとする。

ウ　対策本部要員の指定

警察本部長等は、当該対策本部等の編成に基づき、あらかじめ、所属職員の中から要員を指定しておくものとする。［各課］

エ　対策本部要員の招（参）集

発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定されることから、必要に応じて対策本部等要員を招（参）集するものとする。［各課］

オ　北海道新型インフルエンザ等対策本部等への参集

警察本部長等は、知事部局において北海道新型インフルエンザ等対策本部（振興局にあっては北海道新型インフルエンザ等対策地方本部）が設置された場合、必要に応じて所要の職員を参集させ、初動措置等

必要な対策について協議するものとする。［警備課］

⑵　情報の収集・連絡体制の確立

警察本部長は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁及び知事部局等関係機関との報告・連絡体制を確立するものとする。

また、窓口担当者(課)を指定し、休日・夜間における連絡手段等を明確にするとともに、各課とも情報伝達体制を確立するものとする。［警備課］

⑶　装備資機材の活用

警察本部長等は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装を徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図るものとする。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図るものとする。［装備課・警備課］

⑷　情報通信等の確保

ア　無線機等の確保

警察本部長等は、通信手段に必要な無線機等の確保に努めるものとする。［通信指令課］

イ　通信の確保

警察本部長等は、情報通信部と連携して通信の確保に努めるものとする。［情報通信部機動通信課］

ウ　情報管理機能の確保

警察本部長等は、各種情報管理システムの適切な運用を図るため、担当職員の不在に対応した体制を確保するものとする。［情報管理課］

⑸　特定接種の実施

警察本部長等は、特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施するものとする。［厚生課］

2　感染対策

⑴　職員等の感染対策

ア　職員及びその家族に対する感染対策の周知

警察本部長等は、国外で発生した新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的な措置について記載した資料を配布するなど、職員及びその家族に対して周知し、国内発生時に備えるものとする。［厚生課］

イ　発生地域への海外渡航の中止

警察本部長等は、やむを得ない場合を除き、当該発生国又は地域への公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう職員に対して要請するものとする。［警務課］

⑵　留置施設における感染対策

警察本部長等は、国外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、職員に対して感染対策を周知するものとする。

また、職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザ等について啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導する。

さらに、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努めるものとする。［留置管理課］

⑶　その他

ア　庁舎管理の手順の周知徹底

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の警察本部、警察署等庁舎の感染対策に必要な出入制限、入庁者記録簿の備付けなどの庁舎管理の手順について庁舎警備担当者へ周知徹底を図るものとする。［施設課］

イ　感染予防に関する関係機関・団体への情報提供

警察本部長等は、各課が関連する関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザ等の発生状況及び感染対策に関する情報を提供して新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた対策の周知徹底を図るものとする。［各課］

3　水際対策の支援

⑴　国際海空港における警戒活動等

ア　国際海空港における警戒活動

㈠　関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警察本部長等は、国際海空港において発生国から外国人や在外邦人が多数入国することに伴う混乱による不測の事態を防止し、水際対策が円滑に行われるよう国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を

確保するため、警察庁及び知事部局を始めとした関係機関等と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を行うものとする。［警備課・地域企画課］

(ｲ) 機動隊等の運用

警察本部長等は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり、機動隊等を運用する必要があると認められる場合には、支援活動計画に基づき、感染対策を徹底した上で、機動隊等を集中運用するものとする。［警備課］

イ 国際海空港の周辺における交通規制

警察本部長等は、国際海空港の周辺地域における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を撤底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。［交通規制課］

(2) 検疫所等における警戒活動等

ア 検疫所等における警戒活動

(ｱ) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警察本部長等は、国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等関係機関の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するものとする。

また、警察庁からの指示や検疫所等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。［警備課・地域企画課］

(ｲ) 機動隊等の運用

警察本部長等は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり、機動隊等を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用するものとする。［警備課］

イ 検疫所等の周辺地域における交通規制

警察本部長等は、検疫所等の周辺地域における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑

な交通規制を実施するものとする。［交通規制課］

⑶　感染者の密入国に対する警戒活動

ア　沿岸警備の強化

警察本部長等は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を撤底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化するものとする。［外事課］

イ　関係機関との情報の共有化

警察本部長等は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなど、感染者の密入国に関する情報の共有化に努めるものとする。［外事課］

ウ　密入国事件取扱時の留意事項

警察本部長等は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から、感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行うものとする。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で業務に当たるものとする。［外事課］

⑷　検疫体制の縮小に伴う措置

警察本部長等は、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じて各種警戒活動等を縮小するものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課・外事課］

4　関係法令違反の取締り等

⑴　検疫所との連携体制の構築

警察本部長等は、国際海空港において検疫が強化される場合に発生が予想される、新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所との連携体制を構築するものとする。［生活経済課］

⑵　関係法令違反の取締り

警察本部長等は、国際海空港において検疫が強化される場合には、知事部局と連携し、管轄する検疫所における新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染した疑いがある者等と診断

した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。［生活経済課］

⑶　前事項のほか、混乱に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集、インターネット上における混乱や犯罪を誘発するおそれのある情報の把握に努めるものとする。［サイバー犯罪対策課・サイバーセキュリティ対策本部］

第６　新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

１　実施体制

⑴　道警察対策本部等の設置

警察本部長等は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、道警察対策本部等を設置するものとする。

また、北海道は面積が広大であるという特性から、管轄区域によっては、新型インフルエンザ等の地域未発生期又は地域発生早期の状態もあることから、道警察対策本部等に従事する職員の招集・参集に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。［警備課］

⑵　情報の収集・連絡

ア　発生状況の把握と分析

警察本部長等は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、知事部局等関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報するものとする。［警備課］

イ　休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生した場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて道警察対策本部等の担当者及び警察庁へ速報するものとする。［警備課］

⑶　業務継続のための執務体制の確立

警察本部長等は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、道警察対策本部等の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行するものとする。［各課］

⑷　装備資機材の活用

警察本部長等は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図るものとする。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じ、その補充を図るものとする。［装備課・警備課］

⑸　情報通信等の確保

ア　無線機等の確保

警察本部長等は、通信手段に必要な無線機等の確保に努めるものとする。［通信指令課］

イ　通信の確保

警察本部長等は、情報通信部と連携して通信の確保に努めるものとする。［情報通信部機動通信課］

ウ　情報管理機能の確保

警察本部長等は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保するものとする。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、情報通信部及び関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図るものとする。［情報管理課・情報通信部機動通信課］

2　感染対策

⑴　職員等の感染対策

ア　職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警察本部長等は、職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的措置の徹底を指導するものとし、職員に対しては、出勤時の検温を実施させるものとする。［厚生課］

イ　職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の実施

警察本部長等は、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始するものとする。［厚生課］

ウ　職員等発症時の対応

警察本部長等は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止することができるものとする。［警務課］

エ　感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

警察本部長等は、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞

在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行うよう指導するものとする。［厚生課］

⑵　留置施設における感染対策

ア　留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

警察本部長等は、国内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、第５の２の⑵の事項に定める措置に加え、次の措置を講ずるものとする。

(ｱ)　留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずるものとする。

(ｲ)　工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。

(ｳ)　必要に応じ、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

(ｴ)　発生地域においては、発生状況に応じ、職員及び被留置者に対して手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。［留置管理課］

イ　感染が疑われる場合の報告

警察本部長等は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、速やかに警察庁へ報告を行うものとする。［留置管理課］

ウ　感染者等の隔離及び早期診療

警察本部長等は、被留置者が感染者等となった場合には、第４の２の⑵の事項に定める対応方策に従い、感染者等となった被留置者の診療、隔離等の措置を講ずるものとする。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対して医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずるものとする。［留置管理課］

エ　感染者等の留置施設内行動経路の確認及び消毒

警察本部長等は、感染者等の留置施設内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な

消毒を行うものとする。［留置管理課］

オ　感染者等との接触者の検診

警察本部長等は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせるものとする。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、道の担当部門等の指示に従い、必要な措置を講ずること。［留置管理課］

⑶　その他

ア　庁舎管理の実施の徹底

警察本部長等は、庁舎警備担当者に対し、新型インフルエンザ等の警察本部、警察署等庁舎内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させるものとする。［施設課］

イ　感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

警察本部長等は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報を提供して新型インフルエンザ等感染対策の徹底を図るものとする。［各課］

ウ　不特定多数の集まる活動の延期又は中止

警察本部長等は、各所属及び協力団体が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請するものとする。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図るものとする。［各課］

3　水際対策の支援

⑴　国際海空港における警戒活動等

ア　国際海空港における警戒活動

㈠　関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警察本部長等は、国内発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混

乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施するものとする。［警備課・地域企画課］

(ｲ) 機動隊等の運用

警察本部長等は、水際対策に伴い、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。［警備課］

イ　国際海空港の周辺地域における交通規制

警察本部長等は、国際海空港の周辺地域における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。［交通規制課］

(2) 検疫所等における警戒活動

警察本部長等は、国内発生早期において、検疫所等及びその周辺地域における警戒活動を行う場合は、第５の３の(2)の事項に定める措置を講ずるものとする。

また、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じて各種警戒活動等を縮小するものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課］

4　医療活動の支援

(1) 医療機関等における警戒活動

ア　医療機関関係者等との連携の強化

警察本部長等は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化するものとする。［警備課・地域企画課］

イ　関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

警察本部長等は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。

また、医療機関等及びその周辺地域における混乱を防止するため、

警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。［警備課・地域企画課］

ウ　機動隊等の運用

警察本部長等は、医療機関等及びその周辺地域における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。［警備課］

⑵　医療機関等の周辺地域における交通規制

警察本部長等は、医療機関等の周辺地域における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。［交通規制課］

⑶　患者搬送の支援

警察本部長等は、医療機関、知事部局等関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行うものとする。［地域企画課・交通企画課］

5　社会秩序の維持

⑴　犯罪の予防一般

ア　相談対応を通じた住民等の不安の軽減

警察本部長等は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努めるものとする。［警察相談課］

イ　混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

警察本部長等は、新型インフルエンザ等国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの情報の収集及び集約並びにインターネット上における混乱や犯罪を誘発するおそれのある情報の把握に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するものとする［生

活安全企画課・サイバー犯罪対策課・サイバーセキュリティ対策本部・広報課］

⑵　各種犯罪の捜査

ア　関係法令違反の取締り

警察本部長等は、国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。［生活経済課］

イ　混乱に乗じた犯罪の取締り

警察本部長等は、新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反、詐欺、窃盗等の刑法犯、組織犯罪等の新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする［生活経済課・刑事企画課・組織犯罪対策課］

⑶　混乱時における措置

警察本部長等は、新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告連絡及び知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していくものとする。［警備課・地域企画課］

6　緊急事態措置に対する支援等

⑴　特定都府県知事等からの応援の要求に対する対応

警察本部長は、北海道公安委員会に対し、特措法第39条に規定する特定都府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に速報するとともに、調整を受け、必要な職員を派遣するものとする。［各課］

⑵　感染を防止するための協力要請等に対する支援

警察本部長等は、使用制限等を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該施設の管理者等に対し、自主警備及び問題点の改善点を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施するものとする。［警備課・地域企画課］

⑶　住民接種に対する支援

警察本部長等は、住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺地域における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課］

⑷　臨時医療施設に対する警戒

警察本部長等は、臨時医療施設（医療機関が不足した際に知事が臨時に開設する施設）に対し、第６の４の事項に定める措置を講ずるものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課］

⑸　緊急物資の運送に対する支援

警察本部長等は、緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応するものとする。［警備課・地域企画課・交通企画課］

⑹　新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

警察本部長等は、特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）に基づく措置（運転免許証など有効期限のついた許認可の延長等）に係る事務処理に的確に対応するものとする。［総務課・警務課・保安課・運転免許試験課］

７　重点的感染拡大防止策の支援

⑴　重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握

警察本部長等は、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間部において新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合等に国及び道が実施する重点的感染拡大防止策が決定された場合は、知事部局等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握するものとする。［警備課・地域企画課］

⑵　対象地域における警戒活動

警察本部長等は、重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、北海道による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施するものとする。［警備課・地域企画課］

第７　新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

１　実施体制

警察本部長等は、第６の１の事項に定める措置を講ずるものとする。

また、管轄区域によっては、新型インフルエンザ等の地域未発生期又は地域発生早期の状態もあるので、緊急時の職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。

［各課］

２　感染対策

警察本部長等は、第６の２の事項に定める措置を講ずるものとする。

［各課］

３　水際対策の支援

警察本部長等は、国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第６の３の事項に定める措置を講ずるものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課］

４　医療活動の支援

警察本部長等は、第６の４の事項に定める措置を講ずるものとする。［警備課・地域企画課・交通規制課］

５　多数死体取扱いに当たっての措置

⑴　多数死体取扱いに当たっての医師、関係機関等との連携

警察本部長等は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たり、医師、関係機関等との緊密な連携を図るものとする。［捜査第一課］

⑵　多数死体の調査の実施

警察本部長等は、多数死体取扱手順に基づいて死体の調査を実施するものとする。［捜査第一課］

６　社会秩序の維持

警察本部長等は、第６の５の事項に定める措置を講ずるものとする。［生活経済課・刑事企画課・組織犯罪対策課］

７　緊急事態措置に対する支援等

警察本部長等は、第６の６の事項に定める措置を講ずるものとする。［各課］

第８　小康期における措置

警察本部長等は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底並びに社会秩序の維持に努めるとともに、各地域における感染の状況に応じ、順次職員を通常業務に復帰させるものとする。［厚生課・留置管理課・警備課］

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第４の事項に定める措置を講ずるものとする。［各課］

第９　国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

１　目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥イ

ンフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。

鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、道警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

2　国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

⑴　これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

警察本部長は、知事部局等関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告するものとする。［警備課］

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、国際海空港における警戒活動を行うものとする。［地域企画課・警備課］

⑵　国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

ア　道警察対策本部等の設置

警察本部長等は、管轄区域内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び知事部局等関係機関との連携を図り、道警察対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮し、道警察対策本部等の設置を判断するものとする。［警備課］

イ　新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置に準じた対応

警察本部長等は、第６の事項に掲げる措置のうち、１の⑵の事項（情報の収集・連絡）、１の⑷の事項（装備資機材の活用）及び１の⑸の事項（情報通信の確保）並びに２の⑴のアの事項（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び２の⑵の事項（留置施設における感染対策）並びに４の⑴の事項（医療機関等における警戒活動）並びに５の⑴の事項（犯罪の予防一般）及び５の⑵の事項（各種犯罪の捜査）を行うものとする。［各課］

⑶　防疫措置の支援

ア　防疫措置実施地域における警戒活動等

警察本部長等は、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等関係機関との連携を確認・強化するものとする。

また、関係機関等による防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁及び知事部局等関係機関との報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。［地域企画課・警備課］

イ　防疫措置実施地域周辺における交通規制

警察本部長等は、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施するものとする。［交通規制課］

※　別表、別紙は省略